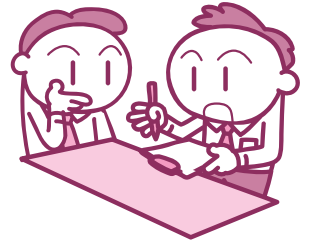


市・県民税、所得税の申告受付が始まります

- ◆提出期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日を除く)
- ◆提出場所 市役所税務課・野栄総合支所市民室
- ◆相談会場 市民ふれあいセンター2階・第3会議室
野栄総合支所1階・会議室
(どちらの会場でも相談できます)



※日曜申告相談日は2月28日と3月7日の9時から12時、13時から16時までです。
会場は市民ふれあいセンターのみで、野栄総合支所では行いません。

◆申告に関する問い合わせ先

【所得税、消費税の確定申告について】 銚子税務署 ☎0479-22-1571

【市・県民税の申告について】 税務課市民税班 ☎73-0087

市ホームページアドレス「<http://www.city.sosa.lg.jp/>」

市・県民税の申告

【申告が必要な方】

次の要件に当てはまる方は、市・県民税の申告が必要です。また、昨年、市・県民税の申告をされた方には1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。なお、それ以外の方で市・県民税申告書が必要な方は税務課までご連絡ください。

- ◆平成22年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成21年中に所得のあった方
- ◆給与所得者の場合は通常、申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。
- ①勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない方
- ②給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった方
- ◆無収入だった方でも申告を願います。

平成21年中に老齢や無職等により所得が無かった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方などは市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書等の発行の基礎資

料になりますので、忘れずに申告してください)。

◆給与所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。

【申告をしなくてもよい方】

◆給与所得だけの方で、勤務先から給与支払報告書が匝瑳市へ提出されている方

◆平成21年分所得税の確定申告書を提出した方、または提出する方

所得税の確定申告

【確定申告が必要な方】

◆事業所得や不動産所得等があり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

◆給与収入額が2千万円を超える方、または給与を2か所以上から受けている方

◆給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

◆土地や建物などを売った譲渡所得がある方

【還付申告をされる方】

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には2月16日以前でも提出できます。

電子申告をされる方は国税庁ホームページ (<http://www.wintax.go.jp/>) の「所得税の確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告することができます。ただし、電子申告には、電子署名や電子証明書が必要になります。また、郵送による提出もできます。

記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して銚子税務署へ郵送してください。

なお、申告したことを証する「控え」が必要な方は次のものを同封してください。(後日税務署から收受印が押された「控え」が返送されます)

- ①申告書「提出用」
- ②申告書「控え」
- ③切手を張った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入したもの)

◆郵送先
〒288-8666
銚子市栄町2-1-1

銚子税務署 ☎0479-22-1571

◆来署による受付・相談会場
銚子市西芝町475-1
「銚子読売ビル2階」(JR銚子駅より徒歩3分)

申告書作成相談会等日程表

各種相談	日程	相談時間	会場	対象		
申告書作成相談会	2月3日(水)	9:30~12:00 13:00~15:30	市民ふれあいセンター 2階会議室	所得税・事業税・住民税申告(譲渡所得は除く)		
税務署職員の出張相談	2月22日(月) 2月25日(木)	9:30~12:00 13:00~16:00	市民ふれあいセンター 2階第3会議室	譲渡所得のある方は、税務署職員出張相談日2月25日(木)にご相談ください		
	2月23日(火)	9:30~12:00 13:00~16:00	野栄総合支所 1階会議室			
税理士による無料相談会	2月23日(火)	9:30~12:00 13:00~15:30	市民ふれあいセンター 2階第3会議室	所得300万円以下の事業者(医師、弁護士、譲渡所得者は除く)		
	3月2日(火) 3月3日(水) 3月4日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30	匝瑳市商工会館			
	申告相談・受付	2月16日(火) 3月15日(月) ※土・日を除く	9:00~12:00 13:00~16:00		相談は、 ・市民ふれあいセンター ・野栄総合支所 提出のみは、 ・市役所税務課 ・野栄総合支所市民室	譲渡所得者、消費税申告は除く
	日曜申告相談・受付	2月28日(日) 3月7日(日)	9:00~12:00 13:00~16:00		市民ふれあいセンター 2階第3会議室	譲渡所得者、消費税申告は除く(野栄総合支所では行いません)

※混雑時(特に午前中)は相談の受け付けを早めに切り上げる場合がありますのでご了承ください。

申告相談時のお願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いしています。つきましては、相談会場において申告書作成のアドバイスをいたしますので、相談を希望される方は次

の書類等を持ってお越しください。なお、混雑時は早めにお申し込みください。受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

◎印鑑 ◎平成21年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など) ※事業所得や不動産所得などがある方は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿

原付バイクや軽自動車などの 廃車・名義変更の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。年度途中で廃車などの手続きをしても年税額がかかります。廃車などの手続きが必要な方は、4月1日(木)までに届け出をしてください。

なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点で自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届け出年月日、受理番号を控えたうえで廃車の届け出をしてください。

◆廃車・名義変更・住所変更等の届け出先

【125cc以下のバイク、小型特殊自動車】

市役所税務課 ☎73-0087

【125cc超のバイク】

関東運輸局千葉運輸支局 ☎043-242-7336

【三輪または四輪の軽自動車】

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163

建物を取り壊したときには

平成21年中に建物の取り壊しをされた方で、滅失登記をされていない方は、税務課までご連絡ください。連絡がなく滅失の確認ができないままですと、課税の対象となってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

☎税務課資産税班 ☎73-0087

消費税の申告 (個人事業者)

平成19年分(基準期間)の課税売上高が1千万円を超えた方は、平成21年分の「課税事業者」となります。また、この基準期間の課税売上高が5千万円以下の方で、平成21年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した方は、

◎国民健康保険税、介護保険料、医療費を控除する場合
◎生命保険料控除、地震保険料控除は「控除証明書」
◎国民年金保険料を控除する場合は、保険料を支払ったことを証明する書類が必要です。

子税務署に提出された方は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することが出来ます。

なお、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない方は、「一般課税(本則課税)」での申告となりますので、税務署にご相談ください。

◆国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」で、消費税の申告書を作成することが出来ます。

◆消費税の申告と納税は、3月31日(水)までです。

◆消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください。(所得税とは別に申込要)

昨年までは、所得税の住宅借入金等特別控除適用がある方(平成11年から18年までに入居開始した方)を対象に、平成19年度税源移譲に伴う税率改正により所得税が減少し、控除しきれなくなった住宅借入金等特別控除額を所定の「市・県民税住宅借入金等特別控除額申告書」に記載し、申告期限までに提出していただくことにより市・県民税が減税されましたが、平成21年分の申告より不要となりました。

市・県民税住宅借入金等 特別控除額の申告

昨年までは、所得税の住宅借入金等特別控除適用がある方(平成11年から18年までに入居開始した方)を対象に、平成19年度税源移譲に伴う税率改正により所得税が減少し、控除しきれなくなった住宅借入金等特別控除額を所定の「市・県民税住宅借入金等特別控除額申告書」に記載し、申告期限までに提出していただくことにより市・県民税が減税されましたが、平成21年分の申告より不要となりました。